



堺市訪問型 病児保育センターのご案内

堺市訪問型病児保育センターは、
子どもが病気やけがのときに援助してもらいたい人と、援助したい人が、
会員になって援助活動を行う(相互援助活動)子育て支援組織です。

病 児 保 育 セ ン タ ー の し く み

利用申し込み

子どもが病気やけがになったら、
利用申し込みをします。



利用会員



センター事務局

活動の要請

センターはサポート会員に
連絡を取り、活動につなげます。

訪問

病気やけがで通園できない子どもを、
利用会員の自宅等で保育します。



サポート会員

対象年齢 生後6ヶ月～小学校6年生

利用料金 1時間につき700円(世帯区分により利用料の減免あり)

実施日 月曜日～土曜日(日・祝、年末年始、センター事務局が特に必要と認めて定めた日は休み)

実施時間 午前7時30分～午後7時までの間で定めた時間

活動内容 サポート会員が利用会員の自宅等を訪問し、病気やけがなどの子どもを保育します。
病児保育施設への送迎も行います。

お申し込み・お問い合わせ

電話 **072-228-7668** FAX **072-228-7661** ケイタイ **070-1742-6888**

メール houmon@yurikagonetwork.com ホームページ <http://yurikagonetwork.com/houmon/>



利用例

例えば、こんな時

- ・発熱!仕事や用事の予定が…
- ・感染症から回復してきたけれど、無理をさせずに、1日 認定こども園を休ませたい。



登録と利用の流れ

登録

利用会員登録

堺市在住で生後6ヵ月から小学校6年生までの子どもを育てている人が、登録できます。電話もしくは、ホームページ「会員登録(説明会)申込フォーム」よりお申し込みください。登録場所：センター事務局など 登録所要時間：約90分



登録手続き・サポート会員を紹介(事前打ち合わせ)

利用会員登録が完了したら、センター事務局は、利用会員の依頼にそえるサポート会員を紹介し、活動に必要な打ち合わせをしていただきます。



かかりつけ医受診など

子どもが病気やけがになったら、利用会員はかかりつけ医を受診し、医師から診療情報提供書を受け取ります。やむを得ない場合は、認定こども園等へのお迎えや、かかりつけ医への送迎(付き添い受診)も可能です。代理受診はできません。



利用当日

相互援助活動 利用申し込み

センター事務局に利用申し込みをします。センター事務局はサポート会員に連絡を取り、活動につなげます。



相互援助活動(病児保育)

事前に打ち合わせを済ませたサポート会員が診療情報提供書をもとに、子どもに寄り添って活動します。



活動終了

活動終了後、利用会員はサポート会員が持参する「援助活動報告書」にサインし、利用料金を支払います。



- ・堺市訪問型病児保育センター [運営：特定非営利活動法人ゆりかごネットワーク (堺市委託事業者)]
〒590-0079 堺市堺区新町2-4 小山電ビル2階B号室 電話：072-228-7668 メール：houmon@yurikagonetwork.com
- ・堺市こども青少年局 こども青少年育成部 こども育成課 電話：072-228-7612 堺市病児保育事業案内(堺市ホームページ)→

